

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則

岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課
[略]					[略]				
5 人事異動	[略]	[略]	[略]	[略]	5 人事異動	[略]	[略]	[略]	[略]
(1)～(5) [略]		[略]		[略]	(1)～(5) [略]		[略]		[略]
(6) 監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委員並びに労働委員会の事務局長		第7号、第8号又は第9号若しくは第5号		[略]	(6) 監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委員並びに労働委員会の事務局長		第7号、第8号若しくは第9号又は第5号		[略]
(7)・(8) [略]		[略]		[略]	(7)・(8) [略]		[略]		[略]
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。